

巻頭言

地域住民主体の活動と協同組合 —市場と組織の間で—

北川 太一（福井県立大学）

地域住民が主体となった活動を実感したのは、今から20年近く前、当時、西日本の農山村地域で広がりつつあった集落型農業法人に関する調査であった¹⁾。集落型農業法人とは、地域の人たちの合意によって設立され、多くの住民が出資や運営に携わりながら、営農やむらづくりの活動を行う法人である。そこでは、農地の利用調整や農機の共同利用など、通常の集落営農組織が取り組む活動にとどまらず、農産物の加工・販売、農家レストランの経営、住民向けの生活支援や福祉、資源や環境の保全、都市住民との交流、日用生活品の販売（小店舗の経営）など、地域が抱える課題に対応しながら、法人ごとに様々な活動が展開されていた。

実は、これらの中には、地元の農協が合併等を機に既存事業の廃止や支店を閉鎖した後に、地元住民が継続するために法人を立ち上げて運営するケースが見られた。協同組合が事業の効率化や経営の合理化を進める経過の中で、地域住民主体の活動が生まれたのである。このことは、協同組合といえども、絶えず市場経済と向き合いながら同業他社との競争に伍していくために、効率化や合理化を求めて事業を進めていかなければならない状況を示している。

さて、近年、各地で生まれている地域住民主体の活動は、「公から民へ」という言葉に代表される民営化の動きの中で生じたものが多い。そこでは、できる限り市場経済への公的な関与をなくして、自由な経済活動として民間に委ねていくことが望まし

いという考え方があり、市町村合併に代表される行政組織の合理化も相まって進められた。

ただし、上述の集落型農業法人もそうであったが、地域住民主体の活動は、必ずしも狭い意味での利益追求にとらわれていない。大規模な経済に対して、地元の資源を活用するなど小地域での循環型経済を大切にしている。しかもそれは、多数の供給者と需要者が「見えざる手」といった市場原理によって利益を達成するのではなく、組織（見える関係を重視した人間どうしのつながり）の原理を尊重しながら、活動に関わる人たちの満足向上をめざしている。

制度上、組合員の利益増進を目的とした共益の組織であるとされる協同組合は、現代的な市場経済の基調に対応していくために、組織の大規模化を行い、事業連合・連合会に依存する事業方式を主流にしつつある。しかし、このことに力を注ぐだけでは、協同組合はいずれ一般企業との差異がなくなってしまうであろう。

協同組合は、地域住民主体の活動をどう位置づけ、それに向き合っていくのか。市場経済の失敗を組織の原理によって、克服し、社会問題や公共政策に積極的に関与する主体として、アイデンティティを高めることができるかどうか。真価が問われそうである。

1) 詳細は、北川太一編著『農業むらぐらしの再生をめざす集落型農業法人』全国農業会議所（2008年3月）を参照。